

足立区電気自動車等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この制度は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車のうち四輪のもの並びにミニカー及び電動バイク（以下これらを「電気自動車等」という。）を購入した者に対し、必要な経費の一部として補助金を交付することにより、電気自動車等の普及を促進し、温室効果ガスの排出量の削減を図り、もって低炭素社会への転換を推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- (4) ミニカー 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とし、型式認定を取得している3輪以上の原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、足立区特別区税条例（昭和39年条例第59号）第45条第1項の標識を取り付けているものをいう。）で、「車室を有する」または「輪距が50cmを超える」ものをいう。なお、「側面開放の車室」かつ「輪距が50cm以下」の3輪は除く。
- (5) 電動バイク 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とし、型式認定を取得している原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、足立区特別区税条例（昭和39年条例第59号）第45条第1項の標識を取り付けているものをいう。）で、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項の第二種原動機付自転車を除いたものをいう。
- (6) 中小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、足立区内に本店、支店、営業所等があるものをいう（個人事業主を含む。）。
- (7) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項により設立された法人であって、足立区内に病院、診療所、施設等があるものをいう（国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）。
- (8) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の社会福祉法人であって、足立区内に事業所、施設等があるものをいう（国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）。
- (9) 学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の学校法人であって、足

立区内に学校、施設等があるものをいう（国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）。

- (10) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条の特定非営利活動法人をいう。（国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）
- (11) 一般社団法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された一般社団法人及び一般財団法人をいう（国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）。
- (12) 公益社団法人等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき設立された公益社団法人及び公益財団法人をいう（国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）。

（補助金の交付対象）

第3条 この要綱における補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区内に住民登録がある個人
- (2) 中小規模事業者
- (3) 医療法人
- (4) 社会福祉法人
- (5) 学校法人
- (6) 特定非営利活動法人
- (7) 一般社団法人等
- (8) 公益社団法人等

2 前項に定めるもののほか、補助金の交付対象者は、次の要件の全てを備えていなければならない。ただし、区長が特に認めたものは、この限りでない。

- (1) 未登録の電気自動車等を購入し、初度登録日の翌日から起算して1年を経過していないこと（中古の輸入車の初度登録車を除く。）。
- (2) 購入した電気自動車等が、一般社団法人次世代自動車振興センターの実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において、補助対象車両として認定されていること。
- (3) 電気自動車等を購入した販売店に対する支払いが完了していること。
- (4) 申請者が購入車両の所有者及び使用者であること（電気自動車等を所有権留保付ローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む。）。
- (5) 電気自動車等の使用の本拠が足立区内であること。
- (6) 住民税（補助金の交付対象者が法人の場合にあっては、法人住民税（当該法人の法人住民税が非課税等の事情がある場合にあっては、法人税））の滞納が無いこと。

3 同一年内において補助金の交付対象となる電気自動車等の台数は、区内に住民登録がある者においては1台とし、中小規模事業者、医療法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、一般社団法人等及び公益社団法人等においては3台までとする。

（補助金対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、電気自動車等の車両本体の購入費とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の額は10万円（ミニカー及び電動バイクを購入した場合にあっては、2万円）とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、当該補助金の額とこの要綱により交付できる補助金の額の合計が補助対象額を上回る場合は、その上回った金額をこの要綱により交付する補助金の額から差し引くものとする。

（補助金の交付申請及び請求）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電気自動車等購入費補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し又は標識交付証明書の写し
- (2) 契約書や注文書等当該車両の購入に係る契約が確認できる書面の写し
- (3) 当該車両の購入に係る内訳が記載された領収書の写し（ローンによる支払い分に対して、販売店から申請者に対して領収書が発行されない場合は、販売店からローン会社に対して発行された領収書の写し。ただし書等で申請者の氏名が確認できるものに限る。）
- (4) リサイクル預託金相当額通知書の写し
- (5) 当該車両を保管場所において撮影したカラー写真（ナンバープレートが確認できること）
- (6) ローン購入でクレジット契約等により車検証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し
- (7) ミニカー及び電動バイクの場合は、新車を登録（届出）した日及び車台番号が確認できる書面の写し
- (8) 電気自動車等購入費補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第2号様式）
- (9) 申請者が個人及び個人事業主で補助金の申請を行う前々年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書（いずれも発行後3か月以内のものに限る。）
- (10) 法人の場合は法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）
- (11) 法人の場合は法人住民税納税証明書（法人住民税が非課税などの理由で取得できない場合にあっては、法人税納税証明書その3の3）（発行後3か月以内のものに限る。）
- (12) 個人事業主の場合は、開業届等、事業内容が確認できる書面の写し
- (13) その他区長が必要と認める書類

2 前条の規定による補助金の交付申請の受付は、補助金の申請を行う年度の4月11日（当該日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下この項において同じ。）（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合にあっては、当該日の直後の休日等でない日）から翌年の2月末日（当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日）までの期間

に行うものとする。ただし、交付申請を受けた補助金の額の合計が、補助金交付のための予算の額に達した場合は、期間中であっても受付を終了するものとする。

- 3 同時に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(補助金の交付決定及び申請却下)

第7条 区長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、第3条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、同条第2項各号に規定する要件を全て備えている(同項各号列記以外の部分ただし書の区長が特に認めたものである場合を除く。)と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による決定をした場合、当該申請者に対し、電気自動車等購入費補助金交付決定通知書(第3号様式)によりその結果を通知するものとする。

- 3 区長は、第1項の規定による審査において、第3条第1項各号のいずれにも該当せず、又は同条第2項各号に規定する要件のうち、いずれかの要件を備えていない(同項各号列記以外の部分ただし書の区長が特に認めたものである場合を除く。)と認めるときもしくは予算の範囲を超えるときは、当該申請の却下を決定するものとする。

- 4 区長は、前項の規定による決定をした場合、当該申請者に対し、電気自動車等購入費補助金申請却下決定通知書(第4号様式)によりその結果を通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条第1項に規定する補助金の交付を決定した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請やその他の不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第15条の規定による処分の制限を、正当な理由なしに遵守しなかったとき。
- (3) 補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (4) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

- 2 区長は、前項の規定による取消しを行った場合は、速やかに電気自動車等購入費補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により当該申請者に対し通知する。

(補助金の返還)

第10条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の一部又は全部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に期限を定めて返還を命じるものとする。

(状況調査)

第11条 区長は、必要に応じて当該車両の状況調査を行うことができる。

(省エネ・節電活動への取組み)

第12条 申請者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(調査協力義務)

第13条 申請者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(管理義務)

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該車両を常に良好な状態で管理し、エコドライブに努めなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付対象となった電気自動車等をその初度登録日から別表1に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）内に処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）をしようとするときは、あらかじめ電気自動車等購入費補助金に係る財産処分承認申請書（第6号様式）、処分する車両の自動車検査証の写し及び財産を処分した日を確認することができる書類を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めるときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対し電気自動車等購入費補助金に係る財産処分承認通知書（第7号様式）により通知する。

3 区長は、第1項の規定による財産処分承認申請をした者について正当な理由が無いと認めるときは、電気自動車等購入費補助金に係る財産処分不承認通知書（第8号様式）により当該申請者に通知する。

4 区長は、第2項の承認をする場合においては、別表2に定める方法により算出した額の返還を請求するものとする。

5 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による請求を受けたときは、これを区に納付しなければならない。

6 前項の規定に関わらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、区長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則(27足環政発第3446号 平成28年3月31日区長決定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(28足環政発第3859号 平成29年3月31日区長決定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(29足環政発第1418号 平成29年8月25日区長決定)

この要綱は、平成29年8月25日から施行する。

付 則(29足環政発第3310号 平成30年3月27日区長決定)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(30足環政発第3416号 平成31年3月29日区長決定)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(31足環政発第1529号 令和元年8月21日区長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則(31足環政発第3508号 令和2年3月12日区長決定)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(2足環政発第3839号 令和3年3月19日区長決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第15条関係）

区分	貸自動車業用車両	貸自動車業用車両以外
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車	3年	4年
ミニカー、電動バイク	3年	3年

別表2（第15条関係）

$$\text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right) = \text{返還額}$$

※1, 000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

経過期間は初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）までの月数で計算する。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2ヶ月目となる。処分制限期間も、月数（1か月未満は切り捨て）で計算する。

（提出先）
足立区長

（申請者）（法人の場合は記名押印してください。法人以外でも
本人が手書きしない場合は記名押印してください。）

住所	〒 ー	
ふりがな		
申請者名		
電話番号 (昼間の連絡先	ー	ー)

※ 申請者名は、個人、会社名及び代表者名 等

電気自動車等購入費補助金交付申請書

電気自動車等購入費補助金の交付を下記のとおり申請します。

また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報および税務情報を調査し、利用することを承諾します。本補助申請にあたっては、電気自動車等購入費補助金交付要綱の規定を遵守します。

記

1 補助対象車両	種類	1 電気自動車 2 プラグインハイブリッド自動車 3 燃料電池自動車 4 ミニカー 5 電動バイク		
	メーカー名	：		
	車名	：		
	車両番号	：		
	レンタカーとしての使用	： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
2 購入年月日	年	月	日	
3 登録年月日	年	月	日	
4 車両の所有者	1 申請者と同じ 2 その他()			
5 使用の本拠の位置	1 申請者の住所と同じ 2 その他()			
6 補助金交付申請額	円			
7 他の補助金の有・無	申請状況	<input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 申請予定なし		
	団体名	補助金交付額(予定)		円
8 申請書提出者 (申請者と異なる場合は記入)	会社名	：		
	担当者	連絡先：		

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。
(法人の場合は記名押印してください。法人以外でも本人が手書きしない場合は記名押印してください。)

申請者名 _____

電気自動車等購入費補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区電気自動車等購入費補助金要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金請求金額	¥								
---------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

〒

住 所 _____

申請者名 _____

(法人の場合は記名押印してください。法人以外でも本人が手書きしない場合は記名押印してください。)

電話番号 _____

(提出先)

足 立 区 長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀行・信用組合 信用金庫・農 協										本 店 支 店 出張所
	預金種目	普 通	口座番号								
	フリガナ										
	口座名義人										

* 口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No. _____

本請求の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。
(法人の場合は記名押印してください。法人以外でも本人が手書きしない場合は記名押印してください。)

申請者名 _____

様

足立区長 近藤 弥生

電気自動車等購入費補助金交付決定通知書

先に申請のあった電気自動車等購入費補助金について、足立区電気自動車等購入費補助金要綱第7条第1項に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 対象車両

メーカー名：
車 名：
車両番号：

2 補助金交付金額

¥ _____

No. _____

様

足立区長 近藤 弥生

電気自動車等購入費補助金申請却下決定通知書

先に申請のあった電気自動車等購入費補助金について、足立区電気自動車等購入費補助金要綱第7条第3項に基づき、下記の理由により申請を却下することに決定したので通知します。

記

1 対象車両

メーカー名： _____

車 名： _____

車両番号： _____

2 理 由

No. _____

第5号様式（第9条関係）

足環政発第 号
年 月 日

様

足立区長 近藤 弥生

電気自動車等購入費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、足環政収第 号で通知した電気自動車等購入費補助金交付決定について、足立区電気自動車等購入費補助金要綱に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 対象車両

メーカー名： _____
車 名： _____
車両番号： _____

2 理 由

3 補助金交付決定取消金額

¥ _____

No. _____

第6号様式（第15条関係）

年 月 日

（提出先）

足立区長

（申請者）

住所	〒 —
ふりがな	
申請者名	
電話番号 (昼間の連絡先	— —)

電気自動車等購入費補助金に係る財産処分承認申請書

先に電気自動車等購入費補助金の交付決定を受けた車両の処分について、足立区電気自動車等購入費補助金交付要綱第15条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 対象車両 車 名 : _____

型 式 : _____

車両番号 : _____

4 処分の予定日 年 月 日

5 処分の内容 _____

6 処分の理由 _____

添付書類

- 1 処分する車両の自動車検査証の写し
- 2 財産を処分した日が分かる書類

第7号様式（第15条関係）

足環政収第 号
年 月 日

様

足立区長 近 藤 弥 生

電気自動車等購入費補助金に係る財産処分承認通知書

先に届出のあった電気自動車等購入費補助金に係る財産処分について、足立区電気自動車等購入費補助金交付要綱第15条第2項に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 対象車両 車 名 : _____

型 式 : _____

車両番号 : _____

3 返還金額

¥ _____

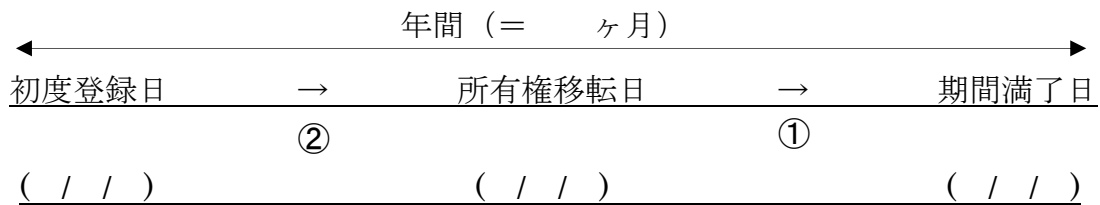
4 その他

【返還金額について】

(1) 処 分 日
年 月 日

(2) 処分制限期間（初度登録日から 年間）
年 月 日～ 年 月 日
※初日は算入しない。

- ① 算出対象期間（ ヶ月）…処分制限期間から②を除いた期間
- ② 経 過 期 間（ ヶ月）…初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの
場合は引渡日・入庫日）までの月数



$$\cdot \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right) = \text{返還額}$$

算出対象期間

$$100,000 \times (1 - \text{---}) = \underline{\hspace{2cm}}$$

※1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

第8号様式（第15条関係）

足環政発第 号
年 月 日

様

足立区長 近 藤 弥 生

電気自動車等購入費補助金に係る財産処分不承認通知書

先に申請のあった電気自動車等購入費補助金に係る財産処分承認申請について、足立区電気自動車等購入費補助金交付要綱第15条第3項に基づき、不承認としましたので通知します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 購入車両 車 名 : _____

型 式 : _____

車両番号 : _____

3 不承認の理由

4 その他